

目次

D I -CV-2nd-1★控訴状	2
D I -CV-2nd-2★準備書面①	8
D I -CV-2nd-3★証拠追加①	11
D I -CV-2nd-4★証拠追加②	12
D I -CV-2nd-5★甲7号証	13
D I -CV-2nd-6★甲8号証	16
D I -CV-2nd-7★証拠追加③	17

控訴状

令和2年2月4日

東京高等裁判所 御中

控訴人（原告）

住所(送達場所) 〒379-1303 群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1 職業 農業
氏名 今井豊(昭和36年3月9日生) 電話・FAX 0278-72-5353 携帯 090-3087-1577

被控訴人（被告）

住所 〒379-1303 群馬県利根郡みなかみ町上牧 2860 職業 会社員

氏名 鈴木通夫 電話 0278-72-5037

住所 〒379-1303 群馬県利根郡みなかみ町上牧 3334 職業

氏名 小林時雄 電話 0278-72-5735

住所 〒379-1303 群馬県利根郡みなかみ町上牧 2681-1 職業

氏名 鈴木政治 電話 0278-72-5882

住所 〒379-1303 群馬県利根郡みなかみ町上牧 3329 職業 教員

氏名 石井恵子 電話

慰謝料請求控訴事件 訴訟物の価額 10万円 貼用印紙額 1,500円

上記当事者間の、前橋地方裁判所 平成31年(ワ)第116号 慰謝料請求事件について、令和2年1月28日に言い渡された下記判決は、いずれも全部不服であるから控訴します。

第1 原判決の表示

主文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

第2 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人らは、控訴人に対し、連帯して10万円を支払え。
- 3 訴訟費用は、第1, 2審とも被控訴人らの負担とする。

第3 控訴の理由

虚偽表示(公序良俗違反)無効

原判決は、「よって、原告の請求はいずれも理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。」と判示しています。

しかしながら、この判決は、後述の通り、私の当り前の訴え(蓋然性ないし経験則)や、当り

前の違法性を、実質的に、根拠無く、無視しており、論理則違反も有り、程度問題として、司法権濫用による司法拒絶であり、裁判を受ける権利等の侵害であり、公序良俗違反です。したがって、原判決は誤った認定に基づくものであるから、取り消されるべきです。

第4 控訴の理由の説明(第一審判決の不当性)

本件全体の態様を総合すれば、典型的な村八分による非人間扱いであり、少なくとも、皆で当り前のこと(蓋然性や経験則や信義則)を否定する行為ですから、その不当性は、第一に、人権侵犯性であり、事実上、公然かつ不当に私の発言を妨害し、晒し者にして侮辱しており、著しい信義則違反であるとともに、表現の自由を侵害し、個人の尊厳を蹂躪しております。

第二に、反社会性であり、信頼と互敬の精神を蹂躪し、前後の村人関係を一気に破壊し、社会秩序を乱すような、公序良俗違反です。

また、安全情報の共有は当り前であり、脅迫と感じて当然の話なので、村人がそれを根拠無く否定したことは著しく経験則違反であり、しかも、皆が揃って根拠無く否定したことは、蓋然性として在り得ないことから、共謀による公序良俗の偽装としか説明は付きません。

このように、当り前の村八分ですから、その不当性は誰もが自明のはずなのに、敢えて皆で村八分扱いした動機を探れば、隠蔽の意図や、「貴様の訴えなど握り潰してくれる」という、無言の威力脅迫も推測されますが、第一審はこれらを無視しています。

なお発言権とは、直接的には、憲法13条の個人の尊厳ないし表現の自由によって保証されており、また特に本件村落共同体においては、本来は、信頼と互敬の精神や信義則に基く、地区特有の好意関係によって、更に補強されていたものと考えます。

第5 控訴の理由の詳細(第一審の瑕疵の摘示)

文中の★が不当な点であり、数が多いほど不当と考えています。

1★★ 訴えや要請を無視しています

(令和元年9月19日付け準備書面(2)) ①私の主張が当り前で不可欠の観点であることと、②根拠無く発言を妨害ないし無視されていること、を必ず判定願います。

2 不法行為1の村の集会での言動について

以下のように、特に、違法性(人権侵犯性と反社会性)を無視しています。

なお、言動の不当性は訴状の引用、言動の内容は各反訳書に記載の通りです。

私の話が適切な話題であったこと

1★★★★ 村の規約が臨時議題を禁止する趣旨ではないことを無視(訴えを無視・判定洩れ・理由不備) (令和元年9月19日付け準備書面(2)より抜粋)

① 村の規約(乙1号証)は、臨時的議題の禁止規定ではなく、単なる運営上のガイドラインであり、また、予定の議題も、構成員の承認を経たものではないこと。

★★定例議題より優先すべき内容であることを無視(経験則違反・判定洩れ・理由不備)

② 安全情報の共有は、当り前に、村落共同体としての最重要問題なので、定例的議題よりも、遥かに優先度も関心も高いので、反対されるはずがありません。

★★臨時議題を事前に予告済であったことを無視(論理則違反・判定洩れ・理由不備)

2017年の元旦に、組頭の石井悦寿を訪問し、当該告訴状を手交した上で、来る2月の集会(一回目)で締出し決議を提案する旨を、事前に伝えてありました(甲3反1頁上)し、鈴木通夫も目付役として聞いていたはずなので、総会①の議題に入っていないことと、鈴木通夫の妨害発言は、特に不当です。

●反論 (判決書5頁上)第4の1の(1)の、乙2の1、乙2の2(各総会の概要)について

これは、裁判長の釈明に基いて被告らが纏めた資料であり、当該開催案内そのものではないので、議題が書かれていたことの証拠にはなりませんし、書かれていた覚えも有りません。

●反論 石井恵子が総会①を、鈴木通夫が総会②を、欠席したから共謀とは言えない旨

これは、その場で共謀したという直接証拠が無いことのみ主張に過ぎません。

全体の蓋然性ないし態様として、意思的事前共謀としか説明が付かない点が多数有ることをもって、私が共謀を主張していたのは明らかですから、片手落ちないし失当です。

付言すれば、脅迫というのは、全体の相互関連性ないし態様として判断すべきものです。

私が発言中に退席したこと 小林時雄、鈴木通夫、鈴木政治(3人は近年の組頭経験者)

甲1反P3中(鈴木通夫)「はあいいや、帰るべえ」

甲2反P1中(小林時雄)「(総会①の件)逃げられるようなこと言うからだろ?」

甲3反P3下(鈴木政治)「組の会議を終わりゃ、私、帰らしてもらおうよ」

●反論 「被告らに原告の発言に出席する義務は無い」旨(判決書6頁上) 呆れた失当

★★人権侵犯性(信義則と個人の尊厳)を無視(経験則違反・判定洩れ・理由不備)

当り前に、信義則違反であり、発言者への侮辱ないし人格否定の表示行為です。

★★反社会性(立憲民主制と公序良俗)を無視(経験則違反・判定洩れ・理由不備)

従前や以後の村人関係を一気に破壊するので、極めて反社会的です。

また一般論として、恣意的理由による退席(発言者が嫌い、発言内容が嫌など)を認めれば、当り前に、社会秩序が乱れますから公序良俗違反です。

私の発言を中断させたこと

●反論 「鈴木通夫が原告の発言を妨害したとは言えない」旨(判決書6頁上)

訴状の引用や甲1号反訳書の通り、鈴木通夫の37回もの私への反論は、事実上、私の提案を毎回遮っており、また、いずれも実質的に理由が無いことから、既に十分に妨害的であり、特に最後の「はあいいや、帰るべえ。」という身勝手な打切りと煽動に至っては、聞く者が誰も居なくなることから、態様として歴然たる発言妨害であり、個人の尊厳の蹂躪です。

★37回の反論は全て、実質的に無根であることを無視(論理則違反・判定洩れ・理由不備)

甲1反P1中(鈴木通夫) 猟銃免許が有る者だから云々 無根は自明 典型的詭弁

甲1反P1下(鈴木通夫)「それは村で決議する問題ではないでしょ?」 無根は自明

甲 1 反 P3 中(鈴木通夫)「村でやる問題じゃない」 無根は自明

★★同時に、人権侵害性と反社会性を無視(経験則違反・判定洩れ・理由不備)

発言中に、後回しにさせるよう煽動したこと

甲 1 反 P1 上(石井恵子)「民主主義だったら、総会の議題より後回しにすべき」

前回集会で、無理やり中断された者の優先発言権を無視した信義則違反です。

★★二発言が、私の発言権の否定を意味することを無視(論理則違反・判定洩れ・理由不備)

甲 3 反 P4 上(石井恵子)「ここで言う事じゃないと思いますよ」 無根は自明

「後回し」と「ここで言う事じゃない」とで、「お前に発言権は無い」という意味です。

★★同時に、人権侵害性と反社会性を無視(経験則違反・判定洩れ・理由不備)

私が発言中に、集会を終わらせるよう煽動したこと

甲 3 反 P4 中(石井恵子)「総会を終わりにしましょう」

甲 3 反 P4 中(鈴木政治)「総会、終わりでもいいよ、もう帰るぞ俺は」

甲 3 反 P4 下(鈴木和男)「皆さん、総会、終わりでもいいですか?」

★★発言妨害であり、人権侵害性と反社会性を無視(経験則違反・判定洩れ・理由不備)

当り前のことを皆で否定することにより、私の発言を妨害したこと

猟銃脅迫事件(甲 1、3)

★★誰でも違法性が自明な発砲であることを無視(経験則違反・判定洩れ・理由不備)

既提出の通り、私の畑に侵入しての、無意識下での至近距離 30m からの対面発砲は、脅迫罪、殺人未遂罪、暴行罪、侮辱罪、狩猟法違反、自律権侵害、静穏権侵害などの疑いが強いので、全違法性を否定することは不可能だから、それゆえの脅迫です。

誰でも違法性が自明な発砲なのに、それを敢えて行ったことは、当り前に、脅迫行為ですから、次は自分の番かもしれないと感じて当然なので、普通は関心が高いはずであり、遮ろうなどとは思わないはずだから、極めて不自然な反応と言えます。

★★★それなのに、本件集会の誰も脅迫の疑いを感じなかったことは、共謀による隠蔽としか説明が付かないことを無視(経験則違反に因る論理則違反・判定洩れ・理由不備)

郵便局事件(甲 3)

夜間、私が居眠り中に、脅迫の為に、ゆうパックを再配達し、受取サインを偽造しました。受取サインが私の筆跡ではなく、インクの色も本人の供述と違っています。

★★★猟銃脅迫事件と同様の共謀の疑いを無視(論理則違反・判定洩れ・理由不備)

★それによって私の発言を妨害したことを無視(論理則違反・判定洩れ・理由不備)

3 不法行為 2 について(令和 1 年 6 月 13 日付け準備書面(1)より抜粋)

2 20190316 08:00 からの、村の奉仕作業(上牧 3043 付近の村道のコンクリート舗装)に、被告ら 4 人が揃って欠席し、私に対する威力を示しました。

(説明)

総戸数約 20 軒、平均出席率八割前後の村の行事を、被告ら 4 人だけが揃って欠席する偶然確率は、近似的に 1/5 の 4 乗で、2/1000 (99.8%) ぐらいですから、偶然では在り得ません。要するにこれは、この一昨日の 20190314 に、私が本訴状を提出したことに対する、事前共謀による露骨な威力であり、訴状未送達なのに、どうやって 4 人が被告であることを知り得たか?が極めて不審であり、その情報源は、常時監視か、裁判所の漏洩しか在り得ません。

★★★99.8%の違法な情報源の蓋然性を無視(経験則違反・判定洩れ・理由不備)

★★★行為が暗示する事前共謀を無視(経験則違反・判定洩れ・理由不備)

●反論 出席する義務は無く、事前に知ったという証拠も無い旨 呆れた失当です
言う迄も無く、この極めて高度の蓋然性こそが、決定的な状況証拠(間接証拠)です。

★★同時に、人権侵犯性と反社会性を無視(経験則違反・判定洩れ・理由不備)

4 不法行為 3 について

要するに、被告の原告へのつきまといが疑われる、梨下の冠のごとき不審な行為です。

①既提出の通り、そもそも極めて不審な行動の態様であること

②たまたま通りかかるような場所ではないこと

③今までに耕作の実績が無いのに、突如行うのは、極めて不自然であること

④自分の田圃だというのは虚偽であること 平成 2 年から篠田照夫(故人)

★★当り前の、つきまといの疑いを無視(経験則違反・判定洩れ・理由不備)

★★同時に、人権侵犯性と反社会性を無視(経験則違反・判定洩れ・理由不備)

5 ★★★訴訟中の被告らの誹謗中傷を看過したこと(判定洩れ・理由不備)

被告らだけでなく、今井孝尚や、廣橋絹代や、高橋和俊も、私の「被害妄想」と口を揃えて答弁していますが、これはそもそも精神病の名称であり、なおかつ、その合理的根拠が無いので、公正な論評とも言えず、誹謗中傷ないし名誉毀損であり、信義則違反です。

これらが、共謀ないし村八分を暗示していることは言うまでもありません。

(1 回目書面 1 頁)今井豊は被害妄想が、どこから生まれるのか正常な人間では、考えられないような気がしてなりません

(1 回目書面 3 頁)被害妄想も、はなはだしい限り

(2 回目書面 2 頁)思考能力を疑わざるをえません

(2 回目書面 3 頁)裁判というものを遊でいる

★★同時に、人権侵犯性と反社会性を無視(経験則違反・判定洩れ・理由不備)

6 ★理由の無い答弁を擬制自白と見做さなかったこと(訴訟ルール違反)

原告が「そういう意味にしかならない」と、理由を示して訴えているのに、「そんなつもりはない」だけでは理由になり得ませんが、被告らは、一度も反論しておりません。

★★同時に、人権侵犯性と反社会性を無視(経験則違反・判定洩れ・理由不備)

第 6 重要証拠の追加(甲 7、8 号書証)

(甲7号) 本件発砲グループリーダー高橋和俊の、別件での認否内容であり、高橋和俊の母の実家が、私の近所の今井育男家と親戚であり、今井育男家が経営の会社の社員であり、被告4人とも既知であり、また私も、子供の頃から既知とのことであり、本件村八分を動機として猟銃脅迫事件が起きた疑いが強いです。

また、甲1から甲3の集会の会話において、村人達は、本件発砲グループの身元を互いに知っていたからこそ隠した(犯人隠避)疑いが濃厚です。

(甲8号) 菩提寺を同じくする、私と石井恵子を除く、5檀家の同意書です。

当地区では留守宅に配り物を置くのは普通だという趣旨ですが、そんなことはありませんし、現に石井恵子の前任の私は、一度も入っておりません。

別件被告の石井恵子の無断の留守宅内侵入は、憲法の憲法である13条の個人の尊厳ないし自律権の侵害ですから、このような部分社会の法理に基づく正当事由が成り立つ余地が無いことは自明であり、立憲民主制に反するとともに、村人達の共謀の意図を暗示しています。

また、本件集会での私への不当な発言を省みず、村人としての好意関係の存在に基づく正当事由を主張したことは、呆れた厚顔無恥と言え、まさに非人間扱いです。

特に石井恵子は教員ですから、立憲民主制を知らぬはずもなく、また、甲2でも、否定するような発言をしていることから、故意は明らかです。

第7 第一審判決の不当性の総括

私の当り前の訴えを無視する合理的根拠を示しておりません

要するに、極めて片手落ちないし詭弁ばかりであり、実質的に理由が有りません。

これは、当り前の違法性の根拠無き欠落という、本来は論理則違反の問題を、経験則違反に擦り替えて判断を回避しており、経験則違反に因る論理則違反と言えます。

しかし、たとえ違法性無だとしても、理由を示さなければ、当り前に、論理則違反です。

原告の訴えが判決書に正確に記録されていません

裁判を受ける権利には、受けた判決の正当性が世に示されること(一般人の監視下に置くこと)も含まれているはずですが、現行の判決書では、事案の概要ないし原告の主張を、ありのままではなく、裁判長の心証で記述させている為、訴えの隠蔽の温床となる恐れが在り、裁判の適正が確保できないことから、制度瑕疵であり、原告の権利の侵害に当たると考えます。

第8 証拠の追加 甲7、8号の各書証と証拠説明書を追加します

第9 貴所による破棄自判を希望します

第10 附属書類 本書と甲7、8号の各書証と証拠説明書、ならびにこれらの副本一式

以上

準備書面 1

令和2年6月15日

東京高等裁判所 第23民事部Aイ係 御中

原告 今井 豊

被告らの令和2年4月8日付け控訴答弁書に反論し、あわせて主張を補足します。
被告らの答弁は、「とは考えていない」と否定するばかりで、理由が有りません。
私は、「という意味にしかならない」と摘示しております。

第1 不法行為の包括的表現

4人が、発言妨害等の侮辱的言動等により、公然と公序良俗を歪め、包囲網としての組織力を誇示し、私の人格的生存への無言の威力脅迫を重ねたことは、著しく公序良俗違反です

第2 被告らの以下の誹謗中傷に抗議し、名誉毀損の判定を求めます

訴訟中の名誉毀損 1

鈴木通夫、小林時雄、鈴木政治、石井恵子、の4人は、令和元年9月12日付で前橋地裁に提出した前橋地裁H31ワ116慰謝料請求事件の1回目準備書面において、私の訴えに対する合理的理由を一切示さずに否認だけし、また、下記の①と②の誹謗中傷を重ねました。
私が被害妄想である旨も、私が正常な人間ではない旨も、皆で私を狂人扱いして自らの犯罪性を希薄化させる為の事実の摘示と言え、合理的根拠が無く、公正な論評とは言えず、私の人格的価値について社会的評価を低下させる行為と言え、また、裁判期日の傍聴は不特定の者に公開されていること(公開主義の原則に基く伝播可能性が有ること)や、請求すれば不特定の者が裁判記録の閲覧が可能であることや、判例として不特定多数の者が参照する可能性が高いことから、「公然と」とみなせ、提出直後の裁判期日20190912(木)14:30現在での、公然たる事実の摘示による名誉毀損です。

また、このような他人の全人格を否定するような言動というものは、意味としてすべからず、人格的生存への害意であることを免れません。

記

① (10号証1頁)「今井豊は被害妄想が、どこから生まれるのか正常な人間では、考えられないような気がしてなりません」

② (10号証3頁)「被害妄想も、はなはだしい限り」

訴訟中の名誉毀損 2

鈴木通夫、小林時雄、鈴木政治、石井恵子、の4人は、令和元年10月23日付で前橋地裁に提出した前橋地裁前橋地裁H31ワ116慰謝料請求事件の2回目準備書面において、私の訴え

に対する合理的理由を一切示さずに否認だけし、また、下記③の誹謗中傷を重ねました。
私の思考能力が無い旨は、上記1と同様の理由から、提出直後の裁判期日20191031 14:30
現在での、公然たる事実の摘示による名誉毀損です。

記

③ (11号証2頁)「思考能力を疑わざるをえません」

訴訟中の名誉毀損3

鈴木通夫、小林時雄、鈴木政治、石井恵子、の4人は、令和2年4月8日付で東京高裁に提出した東京高裁R2ネ740慰謝料請求控訴事件の控訴答弁書において、訴えに対する合理的理由を一切示さずに否認だけし、また、下記の、私への誹謗中傷を重ねました。

これらは、上記1と同様の理由から、提出直後の裁判期日(当初予定20200422 15:00、新型コロナ対応により延期中・期日未定)現在での、公然たる事実の摘示による名誉毀損です。

このように、一審の答弁に抗議しているそばから益々激化させるのが、包囲網の特徴です。

記

④(5頁)「私どもからすると精神的疾患があると思えてなりません。まだ若いので現代医学からして早期の治療をしてあげて治してあげる事が出来ないのかと考えて居るのも事実です。」

(説明)煙たい者を皆で狂人扱いして難を逃れようとするのは、世の常です。

⑤(3頁)84歳の老人にガンを付けて脅した旨

(説明)私の目の前で、私の畑に立小便をしたから侮辱だと抗議しただけです。 こういう話が伝わること自体が包囲網を示唆しています。

⑥(4頁)自販機を撤去させた旨

(説明)作業を口実にした騒音を補充員らに抗議しただけで、撤去しろなどと言っていません。

⑦(4頁)私の暴力的行動に怯えながら暮らしている旨

(説明)まさに因縁ですが、そう感じるのは、自分達にやましいところが有るからでしょうね。

第3★ 4人揃った欠席は、確率的に、包囲網実在の証左です

20190316 08:00 から実施された村の奉仕作業(上牧3043付近の村道のコンクリート舗装)に、鈴木通夫、小林時雄、鈴木政治、石井恵子、の前橋地裁H31ワ116慰謝料請求事件の被告4人が揃って欠席しましたが、これは以下の通り、確率的に偶然では有り得ないことから、知り得ないはずの事実を知っていること(常時監視の脅威)を仄めかすことによる、原告の私に対する圧力行為であり、包囲網の組織力の誇示に相違ありません。

なぜなら、第一に、総戸数約20戸、平均出席率八割前後の村の行事を、被告ら4人だけが揃って欠席する偶然確率は、2/10の4乗(16/10000)を、特定の4人の組合せ数 $20C4$ (4845通り)で割り、概算で32/100000000ですから、偶然では有り得ません。

第二に、私は、20190314に当該訴訟を提起したばかりで、訴状は明らかに未送達なのに、4人が被告となることをどうやって知り得たか?が極めて不審であり、常時監視の成果か、裁判所からの漏洩か、のいずれかしか説明が付きませんが、いずれにせよ、包囲網です。

第4 (前堤) 動機は包囲網としての一連の組織力の誇示です

本件は告訴状D Iの一部であり、D Iを含め、恣意性一覧表の全事件が、包囲網としての一連行為です。

包囲網として、皆で当り前のことを認めず、公序良俗を歪めて威力を示しております。

包囲網とは、世界中に広がった、私へ社会的村八分の輪の通称であり、概要は被害届2018、関連事件は恣意性一覧表、に記述の通りです。

包囲網は私の全行動を常時監視しており、何から何まで全て筒抜けです。

恣意性一覧表の各事件は其々包囲網の実在を示唆しており、更には、それらの稀有な事件が私に集中する原因や各事件の類似性や相互関連性を総合すれば、いずれも包囲網としての組織力の誇示ないし公序良俗の偽装の意図であることは明らかです。

第5 脅迫罪 (刑法222条) です

これらを包囲網としての4人の事前共謀による一連の無言の威力脅迫とする根拠は、

第一に、いずれも「お前を認めない」との意味にしかならないこと

第二に、いずれも当り前のことを認めない、公序良俗の偽装であること

村八分扱いの違法性は自明であり、また、基本的人権が公序良俗である以上は、訴えられれば敗訴することも誰でも予見できるのに、それを承知のうえで敢行した点や、なおも頑なに否認する点が、過度不当性であり、「貴様の訴えなど我々が握り潰して見せる」との、裁判所ぐるみの公序良俗の偽装を前堤にした言動としか説明が付きません。

こうした無政府状態(公序良俗の偽装)が齎す脅迫効果は、当り前に、絶大です。

第三に、全ての言動が組織力の誇示と言えること

公序良俗の偽装は、圧倒的な組織力によってしか実現できません。

更には、恣意性一覧表に記載の各事件にも全て同じことが言え、それらの相互関連性を俯瞰・総合すれば、包囲網としての組織力の誇示と公序良俗の偽装であることは明らかです。

特に、4人が被告になることを知り得た方法は、常時監視の結果か、裁判所からの漏洩、としか説明が付きませんが、いずれの場合も包囲網と言えます。

第四に、組織力を誇示する目的は、脅迫の害意としか説明が付かないこと

何の為に組織力を誇示するのか?を考えれば、無言の威力脅迫の害意しか有り得ません。

なお、脅迫と名誉毀損の意図が并存したと考えます(観念的競合)。

また、18号証を始め、無言の脅迫の判例が幾つか存在することは、ご承知の通りです。

第6 附属書類 動機の説明の為、被害届2018と恣意性一覧表を追加提出します

以上

番号	標目	媒体等	立証趣旨
甲7号書証 (追加)	高橋和俊の、前橋地裁R1ワ289慰謝料請求事件の、令和元年11月24日付け陳述書	コピー 20191124 高橋和俊 が作成	立証すべきは、前橋地裁 令和元年(ワ)第289号 慰謝料請求事件 被告 高橋和俊、における、 <u>本件発砲グループリーダー高橋和俊の認否の内容です。</u> 尋問64 <u>今井組の社員です。</u> 尋問66 <u>四名(鈴木通夫、鈴木政治、小林時雄、石井恵子)とも知っています。</u> 尋問67 <u>母の実家が、今井育男宅ですので、子供の頃から原告(私)が居たことは知っていました。</u> つまり高橋和俊は、 <u>私の同じ組の家と親戚であり、その家が経営している会社の社員であり、村八分の被告4人とも既知であり、私のことも子供の頃から既知とのことです。</u> このように、 <u>村八分(前橋地裁 平成31年ワ第116号 慰謝料請求事件 被告 鈴木通夫ほか3名)との動機的相关性は、蓋然性として充分です。</u>
甲8号書証 (追加)	令和元年12月8日付 同意書	コピー 20191208 石井恵子 が作成	立証すべきは、 <u>本件の村人達の共謀の意図です。</u> <u>菩提寺を同じくする、私と石井恵子を除く5檀家の同意書です。</u> <u>当吉平地区では留守宅に配り物を置くのは普通だという趣旨ですが、そんなことはありませんし、現に前任の私は一度も入っておりません。</u> <u>別件被告の石井恵子の無断の留守宅内侵入は、憲法の憲法と言われる、憲法13条の個人の尊厳ないし自律権の侵害ですから、このような部分社会の法理に基く正当事由が成り立つ余地が無いことは自明であり、立憲民主制に反するとともに、村人達の共謀の意図を暗示しています。</u> また、 <u>本件集会での私への人格否定発言を省みず、村人としての好意関係の存在に基く正当事由を主張したことは、呆れた厚顔無恥と言え、まさに非人間扱いです。</u> 特に石井恵子は教員ですから、 <u>立憲民主制を知らぬはずもなく、また、甲2でも、否定するような発言をしていることから明らかに故意です。</u>

事件番号 令和元年(ワ)第289号

NO1

〒379-1305

群馬県利根郡みなかみ町後閑 3379

高橋和俊



書類作成日時 令和元年11月24日

陳述書

第一 私の主張について

原告の申し出にある無言の脅迫、及び私のつきまといを主張していますが、原告提出の映像を確認したところ私、及び仲間の猟をるところを監視して、猟を終了して車にたどり着くまで原告が待機をして、私どもに何で原告をつきまとうのか言葉をかけている実情が、見て取れます。仲間の撮影の制止も聞かず撮影をして、証拠として提出していますが、私どもが原告に監視、及びつきまといをされているのが、実情だと認識をしています。

私を含め仲間も全員が、狩猟免許取得をし、講習会等において指導を受け、最善の注意を図り狩猟をしています。

原告を威嚇、つきまといをした事は、一度もありませんし被告として訴訟を起こされたことすら信じがたく遺憾に思われてなりません。

私は、法律を厳守して猟をしています。

原告から何ら文句を言われるような行為をした
覚えもありませんので、即刻、原告に訴訟の
取り下げを求めます。

第二 原告の尋問事項について

- 1, 仲間で話し合い、都合が合えば数人で猟をします。
- 2, 縄張り等はありません。
- 3, 熊、鹿、猪等は増えていると思います
- 4, 使用する銃は各々違います。
- 5, 私は確認をしていません。
- 6, 足跡、糞等から追いかけています。
- 7, 地形等により現場により異なります。
- 8, トランシーバーを活用しています。
- 9, 特に決めごとはありません。
- 10, 現場で処理をしています。
- 11, 当時は感染等については、調べていません。
- 12, 現場近くの解体作業のしやすい場所で行います。
- 13, 山中であり一般人が居る事はほとんどありません。

14から55は、私は当事者ではありませんので

詳細については、認識の違いもありお答えいたしかねます。

第三 追加尋問事項について

56から63については、当時私は、山の中に居ましたので詳細については、推測でのお答えしか出来ないと思いますのでいたしかねます。

64 今井組の社員です。

今回の件には関係ない事かと思えます。

65 石井武は、知っています。

66 四名とも知っています。

67 母の実家が、今井育男宅ですので、子供の時から原告が居たことは知っていました。

同意書

世話人として 菩提寺からの預かり物を配布する際、留守の時は、玄関先に置くことがあり、そのことについて留守宅の住人から非難されたことはありません。また、留守の時、地区の配布物等を玄関先に置くことはこの地区では常態となっています。

令和元年12月 8日(日)

吉平上世話人

小林時雄 (印)

石井悦寿 (印)

石井文子 (印)

今井京子 (印)

今井克美 (印)

- 付記
- ・「吉平上」とは吉平地区を「上」と「下」の2地区に分けている。
 - ・世話人とは、菩提寺の檀家7人である。原告と被告と署名した5人である。

